

## ◎佐賀県条例第11号

佐賀県職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例

佐賀県職業能力開発促進法施行条例（平成23年佐賀県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
(手数料の徴収)				(手数料の徴収)			
第8条 次の表の各号の左欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる手数料を、当該各号の右欄に掲げる時期に県に納付しなければならない。				第8条 次の表の各号の左欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる手数料を、当該各号の右欄に掲げる時期に県に納付しなければならない。			
納付義務者				納付義務者			
名称	手数料		納付時期	名称	手数料		納付時期
	額			額			
1～3 略				1～3 略			
4 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号。以下「政令」という。）第2条第1号の規定に基づく技能検定試験を受けようとする者	略		受検申込みのとき	4 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号。以下「政令」という。）第2条第1号の規定に基づく技能検定試験を受けようとする者	略		受検申込みのとき
5 略				5 略			
2・3 略 (手数料の減免)				2・3 略 (手数料の減免)			
第9条 知事は、前条第1項の表第4号の中欄に掲げる手数料（実技試験に係る手数料に限る。）については、次の表の左欄に掲げ				第9条 知事は、前条第1項の表第4号の中欄に掲げる手数料（実技試験に係る手数料に限る。）については、次の表の左欄に掲げ			

改正前		改正後	
等級	額	等級	額
略		略	
2級	<p>次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) <u>35歳未満の者</u>（技能検定試験の実技試験の実施日の属する年度の4月1日において<u>35歳</u>に達していない者をいう。以下同じ。）次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p><u>ア 県内に住所を有する者</u>（<u>県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等</u>を除く。）のうち、次に掲げる者</p> <p><u>9,000円</u></p> <p>(ア) <u>県内において職に就いている者</u></p> <p>(イ) <u>職に就いていない者</u></p> <p><u>イ 県外に住所を有する者</u>（<u>県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等</u>を除く。）のうち、<u>県内において職に就いている者</u> <u>9,000円</u></p> <p><u>ウ 県内施設訓練生等</u> <u>15,300円</u></p> <p><u>エ 県外施設訓練生等</u> 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) <u>県内に住所を有する者</u> <u>15,300円</u></p> <p>(イ) <u>県外に住所を有する者</u>（<u>県内において職に就いている者</u>を除く。） <u>15,300円</u></p>	2級	<p>次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) <u>25歳未満の者</u>（技能検定試験の実技試験の実施日の属する年度の4月1日において<u>25歳</u>に達していない者をいう。以下同じ。）次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p><u>ア 県内に住所を有する者</u>（<u>県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等</u>を除く。）のうち、次に掲げる者</p> <p><u>9,000円</u></p> <p><u>(ア) 県内において職に就いている者</u></p> <p><u>(イ) 職に就いていない者</u></p> <p><u>イ 県外に住所を有する者</u>（<u>県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等</u>を除く。）のうち、<u>県内において職に就いている者</u> <u>9,000円</u></p> <p><u>ウ 県内施設訓練生等</u> <u>15,300円</u></p> <p><u>エ 県外施設訓練生等</u> 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) <u>県内に住所を有する者</u> <u>15,300円</u></p> <p>(イ) <u>県外に住所を有する者</u>（<u>県内において職に就いている者</u>を除く。） <u>15,300円</u></p>

改正前		改正後	
	<p>イ アに掲げる者以外の者 9,000円</p> <p>(2) <u>35歳以上の者（技能検定試験の実技試験の実施日の属する年度の4月1日において35歳に達している者をいう。以下同じ。）</u> 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア～エ 略</p>		<p>に就いている者に限る。) 9,000円</p> <p>オ <u>アからエまでに掲げる者以外の者のうち、雇用保険の被保険者（技能検定試験の実技試験の受検申込みをする日において雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者である者をいう。以下同じ。）</u> 9,000円</p> <p>(2) <u>25歳以上の者（技能検定試験の実技試験の実施日の属する年度の4月1日において25歳に達している者をいう。以下同じ。）</u> 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア～エ 略</p>
3級	<p>次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) <u>35歳未満の者</u> 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 県外施設訓練生等 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 略</p>	3級	<p>次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) <u>25歳未満の者</u> 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア <u>県内に住所を有する者（県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。）</u> のうち、次に掲げる者 9,000円</p> <p>(ア) <u>県内において職に就いている者</u></p> <p>(イ) <u>職に就いていない者</u></p> <p>イ <u>県外に住所を有する者（県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。）</u> のうち、<u>県内において職に就いている者</u> 9,000円</p> <p>ウ 略</p> <p>エ <u>県外施設訓練生等</u> 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 略</p>

改正前		改正後	
	<p>(イ) 県外に住所を有する者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 県内において職に就いている者 <u>15,300円</u></p> <p>b aに掲げる者以外の者 <u>15,100円</u></p> <p>ウ ア及びイに掲げる者以外の者 9,000円</p> <p>(2) <u>35歳以上の者</u> 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア～エ 略</p>		<p>(イ) 県外に住所を有する者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 雇用保険の被保険者 <u>15,100円</u></p> <p>b aに掲げる者以外の者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a) 県内において職に就いている者 <u>9,000円</u></p> <p>(b) (a)に掲げる者以外の者 <u>6,100円</u></p> <p>オ アからエまでに掲げる者以外の者<u>のうち、雇用保険の被保険者</u> 9,000円</p> <p>(2) <u>25歳以上の者</u> 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア～エ 略</p>
2 略	略	2 略	略

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。